

※注意事項

- ・同一種目の場合、耐用年数内は原則再購入も修理も申請不可。(上限額まで使用しなかった場合も含む。)
- ・施設入所者又は入院中の者は身につけるもの(ストーマ装具、頭部保護帽等)以外申請不可。
- ・介護保険対象者であり、介護保険の制度にも同一種目があるものについては介護保険の制度が優先となる。

種 目	申請 上限額	耐用 年数	者		児		
			障害及び程度	性能	障害及び程度	性能	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	8年	下肢または体幹機能障害2級以上	腕、足等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。		
	特殊マット	19,600	5年	下肢または体幹機能障害1級	褥瘡の防止または失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度である児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)等級が2級以上である児(原則として3歳以上)	
	特殊尿器	67,000	5年	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要するものに限る)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの。	失禁等による汚染または損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの。	
	入浴担架	82,400	5年	下肢または体幹機能障害2級以上(入浴に当たり家族等他人の介助を要するものに限る)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	
	体位変換器	15,000	5年	下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等にあって、家族等他人の介助を要する者に限る)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)等級が2級以上である児であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する児(原則として学齢児以上)	
	移動用リフト	159,000	4年	下肢または体幹機能障害2級以上	介護者が重度障害者を移動させるのにあたって、容易に使用し得るもの。(ただし設置に当たり住宅改修が必要なものを除く)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)等級が2級以上である児(原則として3歳以上)	
	訓練いす(児のみ)	33,100	5年			身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかっているものに限る)等級が2級以上である児(原則として3歳以上)	
	訓練用ベッド(児のみ)	159,000	8年			身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかっているものに限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	8年	下肢または体幹機能障害者で、入浴にあたって介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの。(ただし設置に当たり住宅改修が必要なものを除く)	下肢または体幹機能障害児であって、入浴に介助を要する児(原則として3歳以上)	
	便 器	4,450	8年	下肢または体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができるが、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(下肢または体幹機能障害)にかかっているものに限る)等級が2級以上である児(原則として学齢児以上)	
	T字状・棒状のつえ	木材(夜光材)	4,400	3年	下肢、体幹・平衡・移動機能障害が身体障害者手帳で歩行困難と確認できる者	視覚障害者が手に持って歩行の助けとなる細長い棒で、片側の使用のみで歩行が十分である場合。(材質は木材か軽金属)	
		軽金属(夜光材)	4,200				
	移動・移乗支援用具	60,000	8年	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ○障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 ○転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。 (ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害)に限り、家庭内の移動等において介助を必要とする児(原則として3歳以上)	
頭部保護帽	スポンジ、革を主材料	15,200	3年	下肢、体幹・平衡機能、移動機能障害で、歩行困難や歩行不安定な者	転倒時の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの。(ヘルメットを含む)	児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度である児で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する児、または身体障害者手帳の交付を受けた児であって、下肢、体幹・平衡機能、移動機能障害で歩行困難や歩行不安定な児	
	スポンジ、革、プラスチックを主材料	36,750					
自立生活支援用具	特殊便器	151,200	8年	上肢障害2級以上	温水温風を出し得るもの。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)た	児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障害者・児として判定された障害の程度が重度または最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(上肢障害)等級が2級以上である児(原則として3歳以上)	
	火災警報器	15,500	8年	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障害者・者として判定された障害の程度が重度または最重度である児、または身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害等級が2級以上であり、それぞれ火災の感知及び避難が著しく困難な児(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	
	自動消火器	28,700	8年	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障害者・者として判定された障害の程度が重度または最重度である児及び身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害等級が2級以上である児で、それぞれ火災の感知及び避難が著しく困難な児(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	
	電磁調理器	41,000	6年	下記のいずれかに該当する者 ○視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ○児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障害者・者として判定された障害の程度が重度または最重度であって18歳以上のもの。	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもので、盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする装置。	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上)	
	聴覚障害者屋内信号装置	87,400	10年	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等確認できるもの。		

種 目	申請 上限額	耐用 年数	者		児				
			障害及び程度	性能	障害及び程度	性能			
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(腎臓機能障害に限る)等級が3級以上の児(原則として3歳児以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。		
	ネブライザー(吸入器)	36,000	5年	呼吸器機能障害3級・体幹機能障害2級以上の者又は呼吸器機能障害4級・体幹機能障害3級・音声言語機能障害(等級に関わらず)の身体障害者であって医師の意見書により必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能障害3級・体幹機能障害2級以上の児又は呼吸器機能障害4級・体幹機能障害3級・音声言語機能障害(等級に関わらず)の身体障害者であって医師の意見書により必要と認められる児	介護者が容易に使用し得るもの。		
	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障害3級・体幹機能障害2級以上の者又は呼吸器機能障害4級・体幹機能障害3級・音声言語機能障害(等級に関わらず)の身体障害者であって医師の意見書により必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能障害3級・体幹機能障害2級以上の児又は呼吸器機能障害4級・体幹機能障害3級・音声言語機能障害(等級に関わらず)の身体障害者であって医師の意見書により必要と認められる児	介護者が容易に使用し得るもの。		
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。				
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	5年	医療保険における在宅酸素療法を行う者等であって医師の意見書により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	医療保険における在宅酸素療法を行う児等であって医師の意見書により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者および介護者が容易に使用し得るもの。		
	盲人用体温計(音声式)	9,000	5年	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上の児(原則として学齢児以上であり、当該児童の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	視覚障害児及び介護者が容易に使用し得るもの。		
	盲人用体重計	18,000	5年	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。				
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声言語機能障害または肢体障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声や文章に変える機能があり、障害者が容易に使用し得るもの。	音声機能若しくは言語機能障害児または肢体障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する児(原則として学齢児以上)	携帯式で言葉を音声や文章に変える機能があり、障害児が容易に使用し得るもの。		
	情報・通信支援用具	100,000	6年	視覚及び上肢障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が情報・通信装置を使う際に必要となる周辺機器及びアプリケーションソフトであり、容易に使用し得るもの。	視覚及び上肢障害2級以上の障害を有する児であって、必要と認められる児(原則として学齢児以上)	障害児が情報・通信装置を使う際に必要となる周辺機器及びアプリケーションソフトであり、容易に使用し得るもの。		
	視覚障害者用情報受信装置	29,000	6年	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢時以上)	視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
	点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。				
	点字器	(標準型)	A	10,400	7年	身体障害者手帳で視覚障害が確認できる者	視覚障害者が点字で文字を打ち、日常生活に役立てることができるもの。	身体障害者手帳で視覚障害が確認できる児(原則として学齢時以上)	視覚障害児が点字で文字を打ち、日常生活に役立てることができるもの。
			B	6,600					
		(携帯用)	A	7,200	5年				
			B	1,650					
	点字タイプライター	63,100	5年	視覚障害2級以上(障害者本人が就労もしくは就学しているまたは就労が見込まれる者に限る)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として就労もしくは就学しているまたは就労が見込まれる児に限る)	視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000	6年	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢時以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6年	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢時以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出されるもの。	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる児(原則として学齢時以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出されるもの。		
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	59,800	6年	視覚障害2級以上	取り付けたICタグからその物品等の名称を音声にて再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢時以上)	取り付けたICタグからその物品等の名称を音声にて再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
	盲人用時計	(触読式)	10,300	10年	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	身体障害者手帳の交付を受けた児であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る)等級が2級以上である児(原則として学齢時以上)	視覚障害児が容易に使用し得るもの。	
		(音声式)	13,300						
聴覚障害者用通信装置	71,000	5年	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。	聴覚障害児または発声・発語に著しい障害を有する児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる児(原則として学齢時以上)	一般の電話に接続し得るもので、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用し得るもの。			
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの。			
人工喉頭	(笛式)	5,000	4年	身体障害者手帳で音声機能喪失者(喉頭摘出)であることが確認できる者	障害者が容易に使用し得るもの。				
	(電動式)	70,100	5年						
点字図書	差額相当額	—	—	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書。	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児	点字により作成された図書。		
ストーマ装具	(尿路系)	11,639(月額)	—	ストーマを造設した者であって、身体障害者手帳で膀胱機能障害または直腸機能障害が確認できる者	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型または下部開放型の収納袋とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製(付属品:皮膚保護剤)	ストーマを造設した児であって、身体障害者手帳で膀胱機能障害または直腸機能障害が確認できる児	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型または下部開放型の収納袋とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製(付属品:皮膚保護剤)		
	(消化器系)	8,858(月額)	—		低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の尿尿袋で尿処理型のキャップ付とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製(付属品:皮膚保護剤)		低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の尿尿袋で尿処理型のキャップ付とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製(付属品:皮膚保護剤)		
紙おむつ等	12,000(月額)	—	—	対象の身体障害者手帳を取得し、次のいずれかに該当する者で紙おむつ等が必要とする者 1 ストーマの著しい変形もしくはストーマ周辺の皮膚の著しいびらんのため、ストーマ用具を装着できない者で、ぼうこう直腸機能障害の身体障害者手帳を所持する者 2 二分脊椎などの先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害があり、5歳未満でぼうこう直腸機能障害の身体障害者手帳を取得した者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害があり、5歳未満でぼうこう直腸機能障害の身体障害者手帳を取得した者 4 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により、排尿又は排便の意思表示が困難で、自力でトイレに行けず、便座に座ることもできず、及び介助による定時排泄もできない者で、5歳未満で体幹機能障害の身体障害者手帳と療育手帳(A判定)を取得した者 ※5歳以降で対象の手帳を取得した者は、医師意見書によりその先天性が認められる場合に限り申請可	紙オムツ、洗剤用品、サラン・ガーゼ等衛生用品	対象の身体障害者手帳を取得し、次のいずれかに該当する者で紙おむつ等が必要とする児 1 ストーマの著しい変形もしくはストーマ周辺の皮膚の著しいびらんのため、ストーマ用具を装着できない者で、ぼうこう直腸機能障害の身体障害者手帳を所持する児 2 二分脊椎などの先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害があり、5歳未満でぼうこう直腸機能障害の身体障害者手帳を取得した児 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害があり、5歳未満でぼうこう直腸機能障害の身体障害者手帳を取得した児 4 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により、排尿又は排便の意思表示が困難で、自力でトイレに行けず、便座に座ることもできず、介助による定時排泄もできない児で、5歳未満で体幹機能障害の身体障害者手帳と療育手帳(A判定)を取得した児 ※5歳以降で対象の手帳を取得した児は、医師意見書によりその先天性が認められる場合に限り申請可	紙オムツ、洗剤用品、サラン・ガーゼ等衛生用品		
収尿器	男性用	普通型	7,700	—	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。				
		簡易型	5,700						
	女性用	普通型	8,500	—	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。				
		簡易型	5,900						
住宅改修	居室生活動作補助用具	200,000	1回のみ	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する児であって障害等級3級以上の児(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の児)	障害者の移動等を円滑にする用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。		